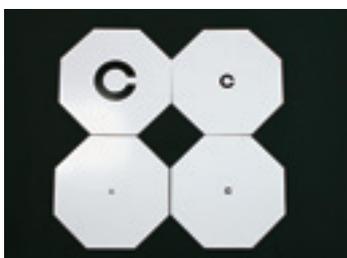


幼稚園における視力検査マニュアル

— 準 備 —



1. 視標：国際標準に準拠したランドルト環
単独視標0.1、0.3、0.7、1.0の4種
(写真1)
2. 片眼を遮蔽する用具：片眼遮蔽用紙製メガネ
(写真2)、眼鏡使用時の片眼遮蔽用のガーゼ
など（ティッシュペーパーを折った物でもよい）、これを貼るための絆創膏かテープ
3. ランドルト環単独視標ハンドル (写真3)
4. 5メートルを測るためのメジャー



ランドルト環単独視標 (写真1)



片眼遮蔽用紙製メガネ (写真2)



ランドルト環単独視標ハンドル (写真3)

5. 検査場の照明

検査は、直射日光の入らない明るい部屋で行い、視標面の照度は、300～700ルクスとする。

6. 検査を始める前に全員で練習を行う

0.1の視標を用い、円の切れ目の方向を指で示すことができるように指導する (写真4)。

* 指で示せないときは、ランドルト環単独視標ハンドルを持たせ、切れ目を視標の切れ目と同じ向きに動かすように指導する (写真5)。



視標の向きを指で示す (写真4)



ハンドルで視標の向きを示す (写真5)

検査の方法



5m離れて検査する（写真6）



内側にふくらみを持たせる（写真7）

■ 検者は2人1組で検査を行う

1. 検査する園児を、検査位置に座らせる
2. 検者Aは、園児を座らせた位置から正確に測定して5メートル離れた位置に立ち、園児の眼の高さに視標を提示する（写真6）。
3. 検査にあたり、検者Bは、園児に片眼遮蔽用紙製メガネ（以下紙製メガネ）をかけさせる。右目から検査を行うので、左目をふさぐ向きにつける。目をふさぐ部分を内側に少し曲げ、ふくらみをもたせ（写真7）、ふさいだ目を押さえないようにして、両端の輪ゴムを耳にかける。
4. 検査は、左目から始めてもよい。
5. 検者Bは、園児の近くにつき正確に視力検査ができるように指導する。

■ 検査を始める

1. 検査をするときは、園児の視線と視標面が垂直になるように視標を出す。視標の方向を変えるときは、裏返してくるりと回しながら変えていく（写真8）。
2. 園児に0.3の視標を見せ、円の切れ目の方向を答えさせる。示す切れ目の方向は、上下方向と左右方向のみとする。
3. 交互に4つ提示し、3つ正答であれば、合格とする。視標の提示時間は3秒（少し長めでもよい）とする。
4. 答えがはっきりしない園児には、もう一度検査のやり方を説明し、再度検査を行う。
5. 0.3が合格と判定されたら、0.7の視標を見せ検査を0.3の視標と同様に行う。
6. 0.7が合格と判定されたら、1.0の視標を見せ、同様に検査を行う。

片方の眼が終了したら、紙製メガネの左右の向きを変え反対の眼をふさぎ、同様に視力検査を行う。

紙製メガネは、検査終了後回収する。



視標をくるりと回す（写真8）

■ 視力は、次のとおり判定する

使用視標	判定結果	視力判定
0.3	判別できない	D (0.3未満)
0.7	判別できない	C (0.6~0.3)
1.0	判別できない	B (0.9~0.7)
	正しく判別	A (1.0以上)

■ 眼鏡を使用している園児の測定

- 常に眼鏡を使用している園児も、時々使用している園児も、最初に自分の眼鏡をかけて視力検査を行い、その後、他の園児と同様に、紙製メガネをかけて裸眼視力を測定する。
- 眼鏡をかけて視力検査をする際には、左眼に眼鏡の上からガーゼかティッシュペーパーを貼って見えないようにふさぎ、絆創膏かテープで止め検査を行う (写真9)。次に、反対の右眼を眼鏡の上からガーゼかティッシュペーパーを貼り替えてふさぎ、検査を行う。
- 自分の眼鏡をはずし、裸眼視力を他の園児と同様に測定する。
- 視力の判定は、裸眼視力と同様に行う。



ガーゼで片眼をふさいだ眼鏡 (写真9)

なお、検査結果の表記については、眼鏡使用時の視力は () をつけて表記する。裸眼視力と両方を検査したときは、並べて表記する。



表記の例

眼鏡使用で評価がCの場合… (C)

裸眼視力の評価がDで、眼鏡使用の評価がBの場合…D (B)

— 注意点 —

1. 検者Aは、縦のみ、横のみの正解では、乱視を見逃してしまうことがあるので、縦横のバランスが偏らないように視標を提示する。
2. 検者Bは、園児が検査中眼を細めていないか、顔を傾けていないか、紙製メガネや眼鏡がはずれていないか、横からのぞき込んで見ていないかを確認する。
園児が飽きてしまうと視標を見ていないことがあるので、検査に集中するよう指導する。
3. 検査中は、他の園児が視野に入らないように配慮する。
4. 紙製メガネの両端の輪ゴムは、はずれることがあるので確認してつける。

— 事後措置 —

眼科への受診を勧める園児

1. 視力検査で左右どちらか片方が  と判定された園児
 2. 視力検査中、次のことが認められた園児
 - ・片眼をふさぐことを過度にいやがる園児
 - ・検査中どうしても顔を傾けたり、顔を曲げてのぞきながら検査をした園児
 - ・検査中、眼が揺れている園児
- ※すでに眼科での治療を受けている園児に関しては、主治医への通院を続けるよう指示する。

写真提供および参考文献

写真提供（写真4、5、6、8）…静岡県眼科医会：園児の視力測定マニュアル2010

参考文献…1) 静岡県眼科医会：園児の視力測定マニュアル2010

2) 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課監修：
児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）2007

平成22年11月1日

監修：徳島県眼科医会

作成：徳島県学校保健連合会

幼児に対する視力検査の普及に関する事業（安心こども基金）

